

暫定議題
第 17 回遵守委員会会合
2022 年 10 月 4 - 7 日
オンライン

青でハイライトした議題にかかる議論は、文書通信により会合前に開始される予定である。全体会合では、事前協議で提起された重要な事項について検討するための機会が与えられる。

1. 開会

1.1 歓迎の辞

1.2 議題の採択

1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局は、以下の主要な CCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況及び／又は実施状況の概要を示した表を含む 2 つの文書を提出する予定である。

- SBT 関連措置
- ERS 関連措置

2.2 遵守政策ガイドライン 5 (CPG5) の運用状況及び COVID-19 に関連する問題

2.2.1 CPG5 に基づき受領した通知に関する報告

事務局及びメンバーは、2021 年 10 月の CCSBT 28 以降に CPG5 に関連して行われた全ての通知について報告する予定である。

2.2.2 オブザーバー不在で行われた洋上転載の件数及びメンバーによって実施された措置に関する報告

事務局は、CCSBT 28 以降に COVID-19 パンデミックに伴う配乗の問題により乗船オブザーバー不在で行われた全ての SBT 洋上転載について報告する予定である。メンバーは、これらのケースに対してそれぞれが追加的に行った遵守措置について報告する。

2.3 メンバーからの年次報告

メンバーは、CCSBT 26 において採択された[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレート](#)により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。

本議題項目では、年次報告書における主要な課題に対する質疑応答（メンバーによるパフォーマンスの精査を含む）に重点を置く。メンバーは、CCSBT 措置の実施及び／又は遵守に問題がある全ての分野についてハイライトすべきである。

CC 16 は、前回の CC 会合において措置の遵守状況に関する事務局文書に総括された非遵守問題があったメンバーは、それぞれの国別報告書（セクション 1.3）の中で、そうした非遵守を是正するために実施された措置の進捗状況を報告すべきことに合意した。

さらに、CC 16 作業計画では、年次報告書に以下の事項を含めることとされている。

- オーストラリア、韓国、台湾及びその他全ての関連メンバーは、2022 年の CC/EC に対する国別報告書のセクション 1.1 において、CDS 標識の装着方法に

に関して合意された改善方法にかかるメンバーによる試験的な実施の結果を報告する。

- EU は、2022 年の CC/EC に対する国別報告書の中で、EU への QAR に対して DG-MARE 及び EU メンバー国がどのように対応したのかを報告する。
- 日本は、他のまぐろ類 RFMO による ERS 措置に関する評価結果の情報を共有する。

2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.4.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会 (CC) は、CCSBT 管理措置の遵守状況にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.4.2 是正措置政策の適用

CC は、非遵守が特定されたあらゆる分野 (TAC の超過及びその返済の事例を含む) について検討し、そうした非遵守事例に対して、CCSBT 是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。特に、

- 2019 年及び 2020 年において、インドネシアは 2019 年と 2020 年の同メンバーに対する SBT 国別配分量を合わせた量に対して合計 456.584 トンの過剰漁獲を行った。CC 17 は、今日までのインドネシアによる返済計画及び管理計画¹の実施状況をレビューするとともに、CCSBT 29 に対して、同計画の実施がどの程度成功裏に進んでいるのかに関する助言を行う予定である。
- CC 16 は、南アフリカに対し、CC により特定された非遵守の問題に段階的に対応していくための計画 (実施スケジュールを含む) を策定するよう要請した。CC 17 は、南アフリカから提出された計画についてレビューするとともに、CCSBT 29 に対して適切な勧告を行う予定である。

3. 生態学的関連種作業部会からの報告

事務局は、ERSWG 14 会合 (2022 年 3 月開催) の結果のうち CC に関連する事項について簡潔な報告を行う予定である。

4. 遵守専門作業部会 (TCWG) からの報告

TCWG/CC 議長は、電子モニタリングに関する集中討議を行った TCWG3 会合の結果について、口頭での報告を行う予定である。

5. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び/又は事務局は、以下に列記したような CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- 許可船舶/蓄養場決議
 - 事務局は、船舶が冷凍能力の有無に関する情報を収集するための許可船舶決議改正案を提出する予定である。
- 転載決議
 - 日本は、ICCAT 転載管理スキームに関する議論及び改訂案にかかる ICCAT での進捗状況について報告する予定である。

¹ CCSBT 27 報告書パラグラフ 48-49、89-92、別紙 8 及び 9 を参照

- 2022年5/6月にFAOが開催した転載に関する任意ガイドラインにかかる技術協議に参加したメンバーには、本議題項目の中で当該協議に関する情報及び見解を提供することが奨励されている。
- 港内検査に関する最低基準
- IUU船舶リスト決議
 - 事務局は、相互掲載プロセス及びCCSBTのIUU船舶リストの現状について簡潔なアップデートを提供するとともに、IMCSNからの資金で開始されているプロジェクトの最新情報について提供する予定である。
 - 必要に応じて、IUU船舶リスト案について検討する。

6. 国別配分量に帰属するSBT漁獲量（帰属SBT漁獲量）の定義及び食害

CCSBT 28は、ESCが文書CCSBT-CC/2110/18が総括した食害の問題について検討するとともに、本件を帰属漁獲量の定義及びその適用の文脈においてさらに検討することができるよう、ECに対して資源評価及び管理方式に対する食害の潜在的影響に関する助言を行うよう要請するとしたCC 16からESCに対する勧告を承認した。本議題項目では、ESCからのフィードバックについて検討/留意するための機会を提供する。

7. 2021年CCSBTパフォーマンス・レビュー

CCSBT 28は、2022年における全てのCCSBT補助機関（ERSWG、ESC及びCC）の会合において、パフォーマンス・レビューパネルによる最終報告書でなされた全ての勧告を検討し、それらに関連する最終的な勧告についてCCSBT 29向けに助言すべきことに合意した。CCは、それらの勧告の関係性及び重要性について検討する必要がある。

事務局は、遵守委員会との関連性がある全てのパフォーマンス・レビュー勧告を総括した文書を提出する予定である。

8. CCSBT 遵守計画の実施状況

本議題項目は、2018–2020年における3年間の遵守行動計画²においてまだ完了していない行動及び/又は2021年に対応される予定である維持管理行動であって、この議題の他のセクションでは検討されていない事項に対応するものである。

8.1 品質保証レビュー（QAR）

遵守行動計画の事項9bは、得られた情報の価値及びメンバーによって実施されたあらゆる是正措置をレビューすることにより、将来におけるQARの必要性について検討すべきとしている。2021年における遵守評価プロセスに関する休会期間中の連絡グループからの報告（CCSBT-CC/2110/17）では、必要な予算について検討するよう確保するとともに作業の重複を回避することを確保できるよう、将来のQARに関する検討は2021年CCSBTパフォーマンス・レビューの結果を待つべきことが提案された。CC 16は、CCSBTにおける将来的なQARの運用につき、ニュージーランドがCC 17に向けて文書を作成することに合意した。

8.2 市場

8.2.1 日本による市場提案に関するアップデート

CCSBTの市場解析コンサルタントが、日本市場調査の進捗状況について報告する予定である。さらに、日本はCCSBTによる管理タグ調査及び市場調査の両方の実施に関する提案を行う予定である。

² 2022年まで持ち越されている。

8.2.2 標識調査データ解析

事務局は、CC 16 による解析改善に向けた提案を踏まえ、2021 年に実施した標識データと報告漁獲量の比較解析 (CCSBT-CC/2110/16。CCSBT-EC/2010/19 に記述されたプロジェクトに基づくもの) を再度実施する予定である。

8.2.3 日本以外の SBT 市場に関する検討

事務局は、CC 16 で合意されたとおり、2020 年及び2021 年の両年において100 トン以上の SBT を受領した全ての輸入市場をハイライトしつつ、CC 15 で合意された貿易情報に関する追加的な表を提示する予定である。

8.3 常設議題項目

以下の常設議題項目については、新たな情報が利用可能となった場合に検討される。

- WCPFC との転載 MoC の運用開始
- 以下を含む事務局による SBT 貿易データのサマリー
 - 市場の形成/市場の活動に関する大幅な変化の特定
 - ICCAT の記録から新たに得られた SBT 漁獲報告に関するアップデート
- 以下を含む潜在的な SBT にかかる IUU 活動に関するアップデート
 - Trygg Mat Tracking に依頼している臨時解析
 - 船舶位置情報の解析 (例えば VMS 又は AIS データの解析)
- 利用可能な場合は、SBT の遺伝子による種同定技術の開発状況
- MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有の継続

9. 遵守行動計画 (CAP)

CC 15 は、次期 CAP に盛り込まれる行動事項の検討については対面での会合が開催できるまで保留とすることに合意した。これに伴い、遵守リスクそのものの検討、及びこれらのリスクの緩和及びより良い定量化に関する進捗状況の検討も留保されている。本議題項目は、次の対面会合が行われる前にメンバーが行動事項又はリスクの検討を希望する場合に備えた「プレースホルダー」となる。

10. CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、国際監視・管理・取締りネットワーク (IMCSN) 及びそれに関連するネットワークグループ³の動向、並びにその他の関連機関と事務局との遵守関係に関するアップデートを提供する予定である。

11. eSBT プロジェクト

「eSBT」は、メンバーが CCSBT において必要とされる特定のデータを入力及び閲覧できるように開発された双方向のオンラインシステムである。

11.1 オンラインデータ提出/データアクセスプロジェクト

事務局は、特に月別漁獲報告、確認の印影、権限を付与された確認者、許可蓄養場及び許可漁船に関するオンラインでのデータ提出及びデータアクセスプロジェクトに関するアップデートを行う予定である。

11.2 試行的 eCDS の開発

本議題項目では、eCDS の開発作業についてアップデートする。

11.2.1 eCDS 作業部会の任務に関するアップデート

事務局は、CC 16 によって合意された eCDS 作業部会の以下三つの任務に関するアップデート及び関連文書を提出する予定である。

³ パン・パシフィック漁業遵守ネットワーク (PPFCN) 及びまぐろ遵守ネットワーク (TCN)

- 未解決の課題（特に確認及び漁獲モニタリング様式への漁獲標識様式の添付をめぐ
る問題）に関する進捗状況
- 業界向けのユーザーマニュアル（英語及び日本語）の作成
- eCDS への移行を可能とするための CDS 決議改正案の作成

11.2.2 eCDS に関する 2021/22 年の作業計画のアップデート

事務局は、2021/22 年における eCDS 作業計画の進捗状況について報告する予定である。

12. 将来的に AIS 解析を実施するための事務局のキャパシティ

事務局は、事務局が将来的に AIS 解析を実施するキャパシティを有しているかどうかを判断するために 2022 年に実施する予備的作業に関して報告する予定である。

13. 海鳥措置の実施強化のためのプロジェクト

CCSBT が新たに採用した海鳥プロジェクトマネージャーが同プロジェクトの中間報告を行う予定である。

14. 2023 年の作業計画

15. その他の事項

16. 拡大委員会に対する勧告

17. まとめ

17.1. 会合報告書の採択

17.2. 閉会